

消 防 計 画

合同会社ういる かけはし

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、(以下「施設」という。)の防火管理について必要な事項を定め、火災の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、施設に勤務し、又は出入りするすべての者に適用する。

(防火に関する責任者の業務と権限)

第3条

- 1 防火に関する責任者は下記の者が担当する。
かけはし 児童発達支援管理責任者 大力 直人
- 2 防火に関する責任者は、施設の防火管理業務についてすべての責任を持つものとする。
- 3 防火に関する責任者は、次の業務を行う。
 - (1) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
 - (2) 火災予防上の自主検査の実施と指導監督
 - (3) 防火対象物の点検(防火対象物の定期点検、消防用設備等の点検の立会い、指導監督等)
 - (4) 火気の使用、取扱いの指導監督、放火防止対策の推進
 - (5) 収容人員の適正管理
 - (6) 地震対策
 - (7) 防災教育及び訓練
 - (8) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び訓練)

第4条 防火に関する責任者は、防火管理について必要な事項を消防機関へ報告、届出及び連絡を行うものとする。

(予防管理)

第5条 防火に関する責任者は、日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、建物、火気使用器具等の自主検査及び消防用設備等の点検検査に立会い、指導、監督を行う。

(自主点検の実施)

第6条 建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等について、自主点検を実施し、その結果を防火に関する責任者に報告するものとする。

(点検検査結果の記録)

第7条 防火に関する責任者は、自主点検結果を防火管理維持台帳に記録し、保管する。

(防火に関する責任者への連絡事項)

第8条 次の事項を行う場合は、防火に関する責任者に対して、事前に連絡し、承認を得なければならない。

- (1) 指定された場所以外で、臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具の新設又は増設等をするとき
- (3) 危険物を使用するとき
- (4) その他防火管理上必要なとき

(従業者等の遵守事項)

第9条 施設に勤務するすべての従業者は、日常業務を通じて各種の災害を防止するために、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難出口、通路等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 避難する場合の障害とならないよう、室内は常時、整理整頓を励行すること。
- (3) 消防用設備等の周辺には、視認を妨げるような掲示物等は貼らないこと。
- (4) 火災を発見した場合は、消防機関に119番通報を行うとともに、防火に関する責任者に連絡し、災害時の活動計画に定める手順、及び役割分担により、適切に対処すること。
- (5) 最終退室者は、火気設備の消火確認を行い、施錠管理すること。

(火気使用時の遵守事項)

第10条 火気を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後に必ず点検を行い、安全確認を励行すること。
- (2) 工事を行う場合は、火気管理について防火に関する責任者の指示を受けること。

(防災教育の実施)

第11条 防火に関する責任者は、次のとおり、防災教育を実施するものとする。

(1) 防災教育の内容

- ① 消防計画の周知徹底
- ② 火災予防上の遵守事項
- ③ 自衛消防活動の任務の徹底
- ④ 地震対策に関する基本事項の徹底
- ⑤ 消防設備の使用方法
- ⑥ その他火災予防上必要な事項

(2) 実施時期

年1回、防火に関する責任者が計画して実施する。

(火災発生時の自衛消防活動)

第12条 火災が発生した場合には、消火・通報・避難誘導について、自衛消防隊の役割分担に基づき、次の対応を行うものとする。

通報・連絡	<ul style="list-style-type: none">・ 火災が発生した場合は、発見者又は通報担当者が119番通報を行い、従業者及び利用者に避難を呼び掛ける。・ 防火に関する責任者に連絡する。・ ポヤで消火した場合であっても、消防署に通報する。
初期消火	<ul style="list-style-type: none">・ 初期の消火活動の重要性をしっかりと認識し、自分自身の安全を確保したうえで、恐れずに落ち着いて対応する。・ 可能な限り、複数の人数で対応する。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none">・ 所定の避難経路に基づいて利用者および従業者を安全に誘導する。・ 火災発生場所が避難経路を遮断している場合は、安全に避難できる経路に変更して誘導する。
救護	<ul style="list-style-type: none">・ 負傷者がいる場合は、応急手当を行い、速やかに安全な場所に搬送する。・ 負傷者の氏名、負傷の状況等を記録するとともに、病院に搬送される場合は、搬送先の病院名を記録する。・ 複数の要救出者がいる場合は、重傷者を優先して行う

(自衛消防隊の編成)

第14条 自衛消防隊の編成及び任務の分担については、次のとおり決める。

役割分担名称	任務の内容
隊長	任務の内容 自衛消防隊の活動時における各隊員に対する指揮、命令を行うとともに、状況の全体把握及び各隊員に対する情報の提供並びに避難者の確認にあたる。
通報連絡担当者	火災報知機の作動及び消防署への119番通報を行うとともに、消防隊への情報提供にあたる。
避難誘導担当者	火災の状況を把握し、安全な場所への誘導にあたる。
消火担当者	消火器等を用いて消火活動にあたる。
救護担当者	負傷者の応急手当にあたる。

(地震対策)

第15条 地震対策については、「地震等に対する防災マニュアル」に基づいて対応するものとする。

以上

改定履歴

令和3年8月1日策定